

給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は

3月の事前申請をお勧めします！

◆令和6年度から給付基礎日額を変更したい場合◆

手続き期間：令和6年3月5日～3月28日まで

◇給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。

◇給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(令和6年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、令和6年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、令和6年度には給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は一般社団法人 此花工業会までお問い合わせください。

電話：06-6468-0781